

令和6年度（第3回）県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業」
質問に対する回答書

令和7年4月15日更新

番号	質問内容	回答
1	仕様書 5（1） 構造安全性の確認は、開示された構造計算書に記載された積載荷重（地震用）が太陽光設備機器の重量以上であることを確認したことを報告書にまとめて提出するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、積載荷重（地震用）が太陽光発電設備の重量以下の場合であっても、県としては、当時の計算書から応力による計算や保有水平耐力の確認を行うなどの検討を行うことを希望しています。 また、計算書がない建物についても、構造調査の実施可否について検討を行ってください。
2	仕様書 5（1） 一級建築士が構造調査結果を報告書で提出する業務は、既に計算された設計図書の内容を確認しとめるのみですので、建築士法上の業務には該当しないとして宜しいでしょうか。	上記回答のとおり、一級建築士による検討を求めます。
3	仕様書 5（6）ウe 対象施設への外部足場設置に際し、既存建物へのアンカー設置等は、過去改修等のアンカー設置場所等を確認し、施設側への設置場所の事前許可を取れば設置ができるものと考え、復旧方法も同程度考えますが宜しいでしょうか。	外部足場設置に際して施設に事前許可が得られた場合は、アンカー設置等も可能です。
4	仕様書 別表1 椿泊荷捌き場の太陽光発電設備の設置に際して、建築建物が竣工後の設置と考えますが、宜しいでしょうか。	原則、竣工後の施工と考えておりますが、詳細は選定後に協議します。
5	仕様書 別表1 同上の施設が施工中での設置の場合。施工中会社と事業提案者の工程等調整は、貴県が中心となり行っていただける考えますが宜しいでしょうか。	基本的には本県が調整を行います。細部については直接施工会社と調整いただく場合があります。
6	仕様書 別表1 同上の施工中での設置の際、建築確認申請等の変更事項が生じる場合は、請負工事（建築工事）業者若しくは、同施設の設計者にて変更申請の対応がなされ、事業提案者は設置施設の資料を提供するのみと考えますが宜しいでしょうか。	太陽光発電設備の施工に伴う建築確認の変更申請については想定しておりません。
7	仕様書 別表3 共通 法令・条例等の変更に際し、リスク負担者が事業者のみとなっておりますが、将来の予見は不可能なことから、下段にある不可抗力同等と考え、貴県との協議が可能と考えます。よって、負担者の欄に貴県への丸印記載は可能と考えますが宜しいでしょうか。	電力供給契約書(案)のとおり、税の新設又は税率の変更がなされた場合、当該税が、電力供給を受けるもの又は電力を使用するものが負担すべき税である場合には県負担とし、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが負担すべき税である場合には事業者負担とします。 なお、これらに該当しない場合は、甲乙協議の上、負担割合を決定することとします。

番号	質問内容	回答
8	仕様書 別表3 施工段階 工事遅延・未完工について、天災や社会情勢・現場状況（椿泊にさばき場）等の提案事業者起因によらない遅延・未完工については、貴県との協議で解決できると考えますが宜しいでしょうか。	事業者起因によらない事業の遅延については、県と協議の上、対応案を決定します。 なお、本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提としているため、補助事業完了日が年度をまたぐ場合は、あらかじめ国の承認が必要となる旨ご承知おきください。
9	仕様書 別表3 維持管理費の上昇 維持管理項目における費用増大（物価スライド含む）に関しては事業期間が20年の長期間である為、事業提案者が協定書締結前に金額を明示し、その金額から事業期間中に明らかに維持管理金額の乖離等（増額）が認められる場合は、事業提案者が「おそれ情報」を発注者（貴県）へ報告をした場合、建設業法の改定でも価格改定が認められています。又、将来の予見は不可能なことから、共通項目の不可抗力同等と考えますが宜しいでしょうか。	本事業は、事業者所有の設備から県有施設に電気を供給する電力供給契約（P P A方式）の締結を目的としており、事業者所有の設備に係る費用増大（減少を含む）を理由にP P A単価を改定することはできません。
10	公表全施設共通資料 電力供給単価 椿泊荷捌き場の想定使用電力量の根拠となる想定デマンドデータ若しくは、時間別消費電力等に準ずるデータはございますでしょうか。	現在建設中の椿泊荷捌き場の想定使用電力量は、導入する設備の仕様や想定利用時間を勘案して算出しています。ご質問の時間帯別想定消費電力量は存在しないため、データを提供することができません。 なお、新旧施設を比較して、電気の時間帯別消費傾向は大きく変わらないと想定しており、提供済みの旧施設の年間デマンドデータ(30分値)を参考にご提案ください。
11	公表全施設共通資料 電力供給単価 椿泊荷捌き場単価が想定電力量と記載されておりますが、想定電力量が実際より大きく下回った場合の貴県のお考えをお聞かせください。	県の提示した想定使用電力量と実際の使用電力量との間に大きな乖離が生じた場合は、県及び事業者の協議により対応を決定することとします。ただし、この場合（実際の使用電力量が少ない場合に限る。）においても、P P A単価の見直しではなく、電力契約期間の延長により対応する想定ですので予めご了承ください。
12	公表全施設共通資料 電力供給単価 椿泊漁港の想定使用電力量が実際の使用電力量と大幅な差異が生じた場合は単価の見直しは可能でしょうか。	県の提示した想定使用電力量と実際の使用電力量との間に大きな乖離が生じた場合は、県及び事業者の協議により対応を決定することとします。ただし、この場合（実際の使用電力量が少ない場合に限る。）においても、P P A単価の見直しではなく、電力契約期間の延長により対応する想定ですので予めご了承ください。
13	公表全施設共通資料 対象建築物 埋蔵文化財センターの屋上は瓦屋根ですが、提案事業者が太陽光パネル設置後、防水保証等に影響がないか、火災保険等の対応（補填・保証）が条件と考えますが宜しいでしょうか。	瓦屋根に対する防水保証の有無については確認中のため、選定後に情報共有させていただきます。 なお、仕様書のとおり、事業者は事業実施により、県及び第三者に損害を与えないようにするとともに、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険に加入することが必要です。
14	公表全施設共通資料 対象建築物 渦潮高等学校の生徒会館の構造計算書がございませんが、この場合、提案事業側にて構造判定は不可と考えますが宜しいでしょうか。	計算書がない建物についても、構造調査の実施可否について検討を行ってください。

番号	質問内容	回答
15	公表全施設共通資料 対象建築物 渦潮高等学校の第2体育館の屋根材の詳細データを頂きたいです。メーカー名や品番等をお教えてください。	屋根材の詳細な仕様が確認できる資料がない状況です。追加で現地視察を希望される場合は、企画提案書の提出期限までにその旨をお申し出ください。
16	公表全施設共通資料 対象建築物 太陽光設置の際に埋蔵文化財センターの瓦の撤去が発生した場合、県で瓦の保管をして頂けませんか。	県で瓦を保管する場所を提供することはできません。あらかじめご承知おきください。